

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃及び改正の推移

業務	内容	規格	発効年月日	発効年月日	発効年月日	発効年月日	発効年月日	発効年月日	発効年月日	発効年月日	発効年月日
			S60.9.13	S63.2.1	H4.5.13	H8.4.26	H11.4.17	H14.4.27	H16.4.22	H23.4.21	H26.4.25
カプラー差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの(1本につき)	10銭	11銭(+1)	14銭(+3)	16銭(+2)	18銭(+2)	19銭(+1)	20銭(+1)	22銭(+2)	23銭(+1)
		引上率		10.00%	27.27%	14.29%	12.50%	5.56%	5.26%	10.00%	4.55%
		15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの(1本につき)	20銭	21銭(+1)	26銭(+5)	29銭(+3)	31銭(+2)	33銭(+2)	34銭(+1)	37銭(+3)	39銭(+2)
		引上率		5.00%	23.81%	11.54%	6.90%	6.45%	3.03%	8.80%	5.41%
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの(1本につき)	25銭	27銭(+2)	33銭(+6)	36銭(+3)	37銭(+1)	38銭(+1)	39銭(+1)	43銭(+4)	45銭(+2)
		引上率		8.00%	22.22%	9.09%	2.78%	2.70%	2.63%	10.26%	4.65%
		2メートルを超える電線について行うもの(1本につき)	30銭	32銭(+2)	39銭(+7)	43銭(+4)	45銭(+2)	47銭(+2)	49銭(+2)	53銭(+4)	55銭(+2)
引上率		6.67%	21.88%	10.26%	4.65%	4.44%	4.26%	8.16%	3.77%		
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの(1本につき)	10銭	11銭(+1)	14銭(+3)	16銭(+2)	18銭(+2)	19銭(+1)	20銭(+1)	22銭(+2)	23銭(+1)
		引上率		10.00%	27.27%	14.29%	12.50%	5.56%	5.26%	10.00%	4.55%
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの(1本につき)	25銭	27銭(+2)	33銭(+6)	37銭(+4)	39銭(+2)	41銭(+2)	42銭(+1)	46銭(+4)	48銭(+2)
		引上率		8.00%	22.22%	12.12%	5.41%	5.13%	2.44%	9.52%	4.35%
		50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの(1本につき)	35銭	37銭(+2)	44銭(+7)	49銭(+5)	52銭(+3)	54銭(+2)	54銭(±0)	59銭(+5)	61銭(+2)
引上率		5.71%	18.92%	11.36%	6.12%	3.85%	-	9.26%	3.39%		
キャップ通し	電線の端末に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。	1個につき	20銭	21銭(+1)	25銭(+4)	29銭(+4)	32銭(+3)	33銭(+1)	35銭(+2)	39銭(+4)	41銭(+2)
		引上率		5.00%	19.05%	16.00%	10.34%	3.13%	6.06%	11.43%	5.13%